

一右帳面差出以後は、御疊大工中村彌太夫、早川助右衛門相廻、前々之通可相改候間、右兩人江差
圖候様、疊屋共江可申聞置候、且又新店等出し、疊屋疊刺共之内、右兩人方江相届不申者も有之
由相聞、不埒候、自今新店出し候分ハ、無滞彌太夫、助右衛門方江疊屋疊刺共より、急度相届可申
候。

右之趣、入念可被相觸候、以上、

三月

元文五申年七月

一町中疊屋共、人別此度相改前々之通帳面印形取申候間、其町々名主支配限、疊屋共不殘來る廿
日より同廿一日迄に、四時ハ八時迄之内、柳原松下町、中村彌太夫方江罷越、帳面ニ印形致候様、
急度可申渡候、此旨町中不殘、可被相觸候、以上、

七月

〔鶴岡放生會職人歌合〕七番 左

疊差

いづくにか月の光のさ、ざらん波をた、みの浦のみちしほ
戀すればこゝろたかくぞなりにけるへりもをかすやいひきかせまし

〔七十一番歌合〕四十三番 右 疊刺

山端にいざよふ雲のをしく、み月にへりある秋の夕暮

〔毛吹草三〕山城 疊大工

〔國花萬葉記武藏〕江府名匠諸職商人

- 疊屋 御用人右ニあるす
- 疊町 山王丁 惣十郎丁 神田 田丁 鐵炮丁 小傳馬丁 瀧山町
- た、みや 宗右衛門 た、み丁 同 長右衛門 弓丁 同 喜兵衛 南大工丁 二郎兵衛 すきや丁